

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人新形愛育会
理事長 菅原 誠

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領額の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、別紙「令和7年度の公定価格の額について」の表のとおりです。今後とも、園運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この通知について説明

- ・認定こども園の運営費は、国で定めた額から、保護者からの保育料を引いた額が、市から給付されます。
- ・この給付は、個人給付となっておりますが、確実に教育・保育に使うため、直接施設へ支払われることになっております(この仕組みを『法定代理受領』といいます)。
- ・そのため、施設は給付額を保護者に対してお知らせすることになっております。
- ・このお知らせにともなう、保護者への給付や追加徴収はありません。

別紙

令和7年度の公定価格の額について

【1号認定】

1人あたり単価	4・5歳児	3歳児	満3歳児
4月	211,428	231,938	231,938
5月	211,428	231,938	231,938
6月	211,428	231,938	231,938
7月	209,948	230,458	291,658
8月	209,948	230,458	291,658
9月	209,948	230,458	291,658
10月	208,668	229,178	290,378
11月	204,338	224,848	286,048
12月	182,905	203,415	264,615
1月	183,985	204,495	265,695
2月	182,005	202,515	263,715
3月	196,025	216,535	277,735

(注1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注2)副食費免除対象者は、上記の額に245円×給食実施日数の額を加算した額となります。

【2・3号】

1人あたり単価	4・5歳児		3歳児		2歳児		1歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	82,034	74,634	101,654	94,294	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
5月	82,034	74,634	101,654	94,294	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
6月	82,084	74,684	101,704	94,344	149,204	141,844	168,854	161,494	247,964	240,604
7月	82,084	74,684	101,704	94,344	149,204	141,844	168,854	161,494	247,964	240,604
8月	82,034	74,634	101,654	94,294	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
9月	82,034	74,634	101,654	94,294	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
10月	82,034	74,634	101,654	94,294	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
11月	82,134	74,734	101,754	94,394	149,254	141,894	168,904	161,544	248,014	240,654
12月	71,774	64,374	91,394	84,034	149,034	141,674	168,684	161,324	247,794	240,434
1月	72,644	65,244	92,264	84,904	149,904	142,544	169,554	162,194	248,664	241,304
2月	71,894	64,494	91,514	84,154	149,154	141,794	168,804	161,444	247,914	240,554
3月	75,374	67,974	94,994	87,634	152,634	145,274	172,284	164,924	251,394	244,034

(注1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注2)副食費免除対象者(3歳児クラス以上)は、上記の額に4,900円を加算した額となります。

(注3)施設が法定代理受領する額は、上記公定価格から各支給認定保護者が負担した利用者負担額(保育料)を差し引いた額となります。